

第三條第二項中「前項に掲げる者は、同項の届出事項を、前二項の規定による届出をした者は、その届出事項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 新たに第二條第一項の農林大臣の指定があつたため製造業者又は輸入業者となつた者は、その指定があつた日から一箇月以内に、前項各号に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

第三條の次に次の三條を加える。

(公定規格の設定)
第三條の二 農林大臣は、第一條に規定する目的を達成するため必要があるときと認めるときは、飼料の種類を指定して、その種類ごとに成分量の最小量又は最大量その他必要な事項についての規格(以下「公定規格」という。)を定める。

2 製造業者、輸入業者、販売業者又は飼料の消費者(以下「利害関係人」という。)は、省令で定める手続により、飼料の種類を定め、その種類につき、公定規格案を具して公定規格を定めるべきことを農林大臣に申し出ることができる。

3 農林大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る種類の飼料について公定規格を定める必要がないと認めるときは、その理由を記載した書面をもつて、その旨を当該申出人に通知しなければならない。

4 農林大臣は、必要があると認めるときは、公定規格を定めるべきかどうか又は定めるべき公定規格の案について、公聴会を開いて利

害関係人及び学識経験のある者の意見を聞くことができる。

5 前項の公聴会について必要な事項は、省令で定める。

(公定規格の改正及び廃止)

第三條の三 前条の規定は、公定規格の改正又は廃止について準用する。

(公示)

第三條の四 公定規格の設定、改正又は廃止は、その施行期日を定め、その期日の三十日前までに告示しなければならない。

第四條第一項中「前条第一項の規定により届出をした者」と、公定規格が定められている種類の飼料の製造業者又は輸入業者であつて第三條第一項又は第二項の規定による届出をしたものに、「輸入に係る飼料」を「輸入に係る種類のもの」に改め、同条第二項中成分量を「保証成分量」に改める。

第五條第一項中第一号を削り、第二号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 申請に係る飼料が公定規格に適合しないとき。

二 申請に係る飼料の名称が第十条第六條第二項の規定に違反するとき。

第五條第二項中「第二十二條」を「第二十二條第二項」に改める。

第六條中「当該飼料につき、前条

第一項各号の規定に違反していないと認めるときは」と「前条第一項又は第二項の規定により登録を行わない場合を除き」に改める。

第七條第一項中「三年とし、申請により更新することができる」とを「三年とする」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の登録の有効期間は、申請により更新することができる。但し、公定規格の改正により公定規格に適合しなくなつた飼料及び公定規格の廃止により当該種類につき公定規格の定めなくなつた飼料については、この限りでない。

第八條第三号を削る。

第九條中「又は前条の規定により登録が失効したとき」とを「前条の規定により登録が失効したとき、又は第二十二條第二項の規定により登録を取り消したとき」に改める。

第十條第五項中「又は第八條の規定により登録がその効力を失つたとき」とを「第八條の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十二條第二項の規定により登録が取り消されたとき」と改め、「登録証を附して効力を失つた事由及びその年月日を農林大臣に届け出なければならない」とを「登録証を農林大臣に返納しなければならない」に改める。

第十一條の見出しを「登録飼料保証証」に改め、同条第一項中「保証証」を「登録飼料保証証」に改める。

第十二條第一項、第十三條第二項及び第十四條(見出しを含む)中「保証証」を「登録飼料保証証」に改め、第十五條の次に次の一條を加える。

(成分等の表示義務)
第十五條の二 製造業者又は輸入業者は、その製造又は輸入に係る飼料で左の表の上欄に掲げるものに

ついては、その容器又は包装の外部に、省令で定めるところにより、それぞれ同表の下欄に掲げる事項並びに当該製造業者又は輸入業者の氏名及び住所を表示したも

のでなければ、これを譲り渡してはならない。但し、登録飼料の製造業者又は輸入業者が当該登録に係る名称を用いて飼料を譲り渡す場合は、この限りでない。

一 石灰石粉末、貝殻粉末、骨粉その他カルシウム又は燐の含有量が多く、家畜の栄養上これらの物質の補給の用に供される物で省令で定めるものを混入した飼料
二 わら粉末、乾草粉末その他粗繊維の含有量が多く、家畜の栄養にも供される物で省令で定めるものを混入した飼料

三 尿素を混入した飼料

粗灰分の成分量並びに混入した上欄に掲げる物の名称及びその混入の割合	粗繊維の成分量並びに混入した上欄に掲げる物の名称及びその混入の割合
尿素を混入した旨及びその混入の割合	

第十八條中「登録飼料」の下に「又は第十五條の二の規定による表示の附された飼料」を加え、「保証証」を「登録飼料保証証又は第十五條の二の規定による表示」に改める。

第二十五條 この法律の規定により農林大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

第二十二條 農林大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、飼料の譲渡又は引渡を制限し、又は禁止することができる。

2 農林大臣は、登録飼料の製造業者又は輸入業者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

第二十三條中「前条」を「前条第二項」に改める。

第二十四條第一項第三号中「第二十二條の規定による飼料の譲渡若し

第二十七條第二号中「保証証」を「登録飼料保証証」に改め、第二十九條中「第二十二條の規定による飼料の譲渡若しくは」と「第二十二條第一項の規定による飼料の譲渡又は」に改め、第三十二條中「第十一條の下に」「又は第十五條の二」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。
2 この法律の施行前に改正前の飼料の品質改善に関する法律の規定によつてした登録は、当該登録の

有効期間中は、改正後の同法の相当規定に基いてしたものとみなす。

○大石(武)政府委員 だいたい上程せられました飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

畜産を振興して参ります上におきまして、飼料問題の解決が畜産家の生産力の増大、飼養管理方法の合理化、畜産経営の安定等の見地から重要な前提でありますことは、今さら申し上げるまでもないところでございます。しかし、この飼料問題の解決につきましては、量及び質の両面について従来から種々の対策が講じられていたものでありまして、量的問題につきましては別途飼料需給安定法等の適切な運営により処理することになっておりますが、質の問題すなわち飼料の品質の改善向上をばかりますことにつきましては、すでに御承知のように、昭和二十八年四月飼料の品質改善に関する法律が制定されて、これに基づきまして飼料の登録、検査等が実施されて参ったわけでございます。同法施行後の状況を顧みますに、飼料の品質改善上相当の効果を上げていたものではございませんが、なおこれを促進いたしたため、この法律の中心をなしております登録制度に關し若干の改正を加えるとともに、取締りの面におきましても必要最少限の強化をはかることが必要と考えられますので、今回この法律案を提出することといたした次第であります。

次にこの法律案の内容を簡単に御説明申し上げます。改正の第一点は、登録制度に關するものでございます。すなわち現行の制度におきましては、登録は製造業者または輸入業者の任意の申請に基いて行われ、かつ申請にかか

る飼料が異物の混入その他著しく品質が劣ることが認められる場合のほか、すべて登録を行うという建前になっていたのであります。従いまして登録飼料と申しましても、必ずしも品質優良なものとは申しがたい実情でありまして、登録制度の性格がやや明瞭を欠くきらいがございますので、今回登録の基準となるべき公定規格を設け、これに適合する飼料に限り登録を行うこととし、良質飼料推奨制度としての性格を明確化することといたしました。公定規格の制度につきましては、農林大臣が必要と認める場合飼料の種類を指定してその種類ごとに定めるのでございますが、なお公正かつ妥当な規格の制定を期するため、製造業者、輸入業者、販売業者または飼料の消費者におきましても、公定規格の制定を申し出ることができるとすることといたします。

農林大臣は、必要と認める場合には、規格の制定に當り製造業者等利害關係人及び学識経験者の意見を聞くことができることとしております。

改正の第二点は、飼料の品質の取締りに關するものでございます。この点につきましましては、従来から品質の低下するような異物の混入を禁止する規定があるものでございますが、現在流通いたしておりますところのいわゆる粗悪飼料の中には、例えば炭カル、貝殻、粉末等異物とは言い切れない材料を多量に混入したしまたもの何らの表示もなく流通し、ために家畜の生産能力を低下せしめ、はなはだしきはその健康を害するに至るといふ事例が少からざる状況にあるのでございます。これに對処いたしたため、これらの材料を混入した飼料につきましましては、その混入物の名称及び混入割合等の表示を義務づけることとし、消費者の保護をはかり、あわせて取引の公正化を期することといたしましたのであります。またこれに伴いまして、この法律の適正な運営をはかるため都道府県知事に権限を委任することとしたいたしましたほか、若干の所要の改正を加えたのであります。

以上がこの法律改正案を提案する理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第でございます。

○村松委員長 引き続きまして飼料需給安定法の一部を改正する法律案、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題といたします。質疑に入りまします。質疑の通告がありましますので順次これを許します。淡谷修蔵君。

○淡谷委員 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の内容につきましまして、若干質問をいたします。一、体最近の畜産の状況を見ますと、生産物の価格が非常に落ちておるのに對して、飼料の面ではその価格がなかなか落ちていかない、この矛盾の根本的な理由をどうお考えになっておられるか、その点をどうお伺いいたしたい。

○渡部(伍)政府委員 飼料価格に關しましては、需給安定法の関係資料の中に、昭和二十六年以降の価格の足取表をお配りしておいたのであります。それで御承知願いますように、飼料においては、家畜の頭数が増加していくのに比例して必ずしもその供給が伴わなかった。従いまして需給の関係から値

段が二十九年の中期から三十年の中期にかけまして非常に高騰しておったのであります。その後私の方といたしましては、一方におきまして飼料の需給安定法におけるふすまその他の飼料の買入れを増加し、同時に幸いなことには三十年年度の秋の農作物の作柄が非常によかつたような関係がありまして、三十年の秋以降は相当程度価格の低下を見てきておるような状態でありま

○淡谷委員 価格が若干落ちまして、牛乳、卵等の価格下落に比べますと、ずっとその落ち方が少ない。それにつきまして価格の安定をはかり同時に畜産業が成り立つようにするためには、飼料といつてもここに掲げてありますようにたくさんございまして、一、体どの点に重点を置いて指導されておられますか、重点的な飼料の関係を御話願いたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 これは御承知のように、人間でも動物でも同じであります。まして、蛋白、脂肪、澱粉というふうになつておるのであります。従来の慣行からいいますとこれを好むという飼料はありますけれども、必ずしもどの飼料でなければならぬということはないのであります。これは配合飼料を製造する人とかあるいは農家の手持ちの飼料との関係でいろいろ好みが出てきておりますけれども、蛋白なら蛋白で相互融通がきくわけでありまして、かしながら現在のとくにおきましては、日本の飼料の供給確保の見地からいいますと最もふすまが問題になつてきておるようでありまして、トウモロコシなり大豆かす、魚肥等は世界的な生産から見ましても潤沢でありますので、

比較的問題はないのであります。ふすまは国内の生産以上に外国から入れるといふことになりまして、外国の供給が少いので問題があるのであります。従いまして私どもの方で、行政上一番やりにくいのはふすまの問題である、こういふふうな考えです。

○淡谷委員 若干御答弁の方向がそれでしたが、私のこの規格案について見ますと、大きく分けまして家禽類の飼料と牛その他の大形家畜に対する飼料とは根本的に性格が違つておると思ひます。先ほど大石次官が読まれた提案理由の説明にも見られます通り、異物混入として「炭カル、貝殻、粉末等」というのは、これは養鶏飼料の場合には異物じゃございません。必要物でございます。従つてこの養鶏飼料とその他の家禽の飼料とははっきり區別をする必要があるのはちろんでござい

のをふすまとしてゐる場合と、小麦としてやる場合とは非常に違うのです。腐敗の度も違いますし、扱いも違う。

その場合に、最も合理的な飼料を安く国内に使わせるためには、小麦あるいはその他の麦類として入れた方がよろしいか、ふすまとして作ったものを入れた方がよろしいか、その点に対する根本方針を聞いておるわけです。

○渡部(伍)政府委員　まず初めのふすまの関係を申し上げますと、三十年度は約十五万トン輸入したわけであり、日本の生産は五十数万トンであります。日本の生産のふすまの中で、外国から輸入した麦によるふすまが二十数万トンというふうに考えております。

す。そのほかに麦そのものを飼料として配給するのが国内産で約五十数万トン、輸入品を十万吨余りというふうなことに考えておるのであります。これは麦そのものであります。

○**渋谷委員** 畜産局長は、麦がふすまになるのにどれくらいの種類があるか、おわかりだろうと思いますので、ふすまになっております麦の種類と数

量とお答え願いたい。小麦もござい
ます、裸麦もございます。大麦もござ
います、マニトバもございます、これ
は一体どういような種類別になつて
おりますか。

○渡部(伍)政府委員　そうです。

○淡谷委員　その場合に小麦から出すすふすまの価格の問題でありますが、

一 体小麦を精白しまして食用に供しました場合にどれくらいのパセソナーズのふすまができ、また精白されました、あるいは粉砕されました小麦粉の価格とふすまの価格とがどのような工合に分かれておるか、価格の構成の

面についてお尋ねいたします。

○渡部(伍)政府委員　普通の麦では大
体二五％がふすまの歩どまりである、
こういうふうに考えております。そう
しまして、小麦粉の価格とふすまの価
格——ただいま資料をお配りいたしま
す。

○**淡谷委員** 今お配りのこの表は、精細に見なくてもわかるように、小麦粉の市場価格が平均してずっと上り下りがない。ふすまだけが非常な変動がある。これは一体どういふことによるの

か、一つ御説明願いたい。

○渡部(伍)政府委員　これは今までの小麦あるいはふすま、小麦粉の關係は、小麦粉を中心にした操作が行われ

ているわけなんです。すなわち食糧の一部として小麦粉の価格が安定する。そうすると、人間の食糧と飼料の需要とは必ずしも一致しないわけでありま
す。従いまして、小麦粉は人間の食糧

でふすまを作る場合、価格構成がどうなっておるのか。今のお話では、人間の食べる小麦の方ははつきり価格を抑

えておる、従つて需要がふえますとゆすまは高くなるといつておりますが、原料の価格が違わないでいて製品だけ高くなるというのは、需要が多くなれば幾らもうけてもよろしい、こういう考え方なんでしょうか。つまり、加工賃が

幾らとられても一向かまわないということなんでしょう。もう一つ、人間の食糧ということを言いますけれども、ふすまは人間は食べませんが、ふすまを食べた鶏なり牛なりの卵もしくは乳といふものは人間は食べている。だから、小麦粉は安いですまでもよろしいのだが、

ふすまは幾ら高くなつても人間の食糧の困難は起らないということがどうして言えます。

○渡部(佐)政府委員 それは事実ですから申し上げます、戦争前に比べま

して小麦と小麦粉とふすまとは比価が非常に悪いのですが、しわが飼料に寄つてきておるといふうな関係になつておるのです。それで、例を昭和九――

十一年の平均で申しますと、それぞれ
バランスがとれているということにし
まして、昭和三十年の平均で見ます
と、小麦の価格が三〇〇になっておる
のに対して小麦粉は二五二、ふすまは

四一八、こいうふうなことになるのであります。これは食糧の統制はおそくまで続いて、飼料の統制が早くはずれた、こいうことが一原因になつております。それから、それに對

する飼料需給安定法ができて、需給安定法によって飼料の価格の安定をはからなければならぬという仕組みができたのであるけれども、飼料需給安

定法の提案理由でも御説明申し上げておきましたように、需給安定法はできなが、その中にふすまが確保できない

かった。従って需給安定法で、今お示ししておるグラフでふすまの価格の変動をなくすべき手持ちがなかったわけです。そこで三十年代は初めてそれを持ちまして、この変動を防止するといふことができたわけですね。

さらに今度は、比価のバランスをやるのには、一番上の欄にありますように、小麦粉の政府の売り渡し価格、それからそれを算出する場合の小麦粉とふすまの織り込み価格を變えなければいかぬわけです。先ほど資料の中において配りしてありますが、三十一年度から

は、ふすまの織り込み価格を算定する場合には、畜産物の価格を一つのファクターとして織り込むよりなふすまの価格の算定をいたしたい、こういうふうに考えておるわけです。

○澁谷委員 この表について質問いたしますが、大体小麦粉の価格が九百八十八円で、ふすまが七百八十五円、これは一本公正な価格構成でしょうか。

それからその次にも、やはり三十年度に入りまして、五月になりますと、七百五十四円まで上っております。需要最盛期にずっと上っております

が、この間に何でこり高くなるのですか。ただ需要だけでございますか。他の理由がございいますか。

○渡部(伍)政府委員　価格の変動は需給の關係にすぎないと思ひます。今の小麦

粉とふすまの価格のアンバランスの問題は、先ほど説明した通りで、これは是正しなければならないと私どもは考えております。

○淡谷委員 これは調整しなければならぬというお話でございますが、三十年の何月から調整の手を打たれており

ますか。

○渡部(伍)政府委員 需給安定法は十八年にできまして、二十九年から動いておるのでありますが、買入れ価格と売り渡し価格の差損を財政上見るということに至っていなかったのでは

ります。三十年代から買入れ価格と売り渡し価格の差損を需給安定法に基いて食糧管理特別会計で見るという制度ができたのであります。そういうことであります。また一方、この需給安定法に基く政府が手持ちするふすまの確保を三十年代に至りまして大いに

努力しまして、これはお恥かしい次第であります。十数カ国から買いあさりまして、やつと十万吨を買えたのであります。その手当の状況は、お手元に配付してある資料の中に「昭和三十

十年四月以降における飼料の輸入状況」というのがありますが、夏ごろからやと日本に現物が到着するということ、ふうな状況にあったのでありまして、

実際にどうやら買えるということがき
まってから現物が手に入るまでギャッ
プができておるのであります。従いま
してこの表で見ますように、相当の価

格の高騰が三十年の夏ごろまで起つておるのであります。

○渋谷委員 需要がふえて価格が高くなつたから、たくさん買いあさつて需要に応ずるような時議をした、これは

よろしいのですが、貯蔵の結果品質が
変るといふのでしょ。だから今度は
この新しい法律改正をやらうという。
ふすまといふのは貯蔵としておくと品

質が変るものであるという認識はなかつたのですか。

○渡部(伍)政府委員 普通の気温の状態であれば大して変らないのであります。高温多湿の場合に、貯蔵施設が悪いと、湿気を吸収して発酵する、こういうような状況が起るのであります。大体六月の梅雨時期にそういうことが起ることが予想されますので、そのときにそういう変化が起きないような措置を講じたい、こういうのであります。現在そういう品いたみがあるというのではあります。

○淡谷委員 普通の気候なら変らないと申しすけれども、高温多湿は日本の気候の普通の状態じゃないですか。一年に一べんは必ず高温多湿がある。日本の気候というものは順当なものでない。だから日本に入れたふすまは変る。日本の気候は高温多湿がないという観点からお入れになったのか。

○渡部(伍)政府委員 貯蔵方法さえよければ必ずしも全部が品いたみするといふわけでもないのです。それから相当長く置いておきますと、重量がかかって、上から押えられまして包装がいたむとか何とかという関係があるのであります。しかしそういう六、七月の時期をからにしましたら、また今度手当するの、どんなに早く見まして、アメリカから一番早く来るのでも二カ月かかりますから、さあというときに間に合わない。従って最低三万トン程度は常時持つておかなければ、ふすまの価格の安定を期することはできません。三万トンくらいでありますれば、りっぱな倉庫に今の品いたみが起らないような貯蔵が完全にできますか

ら、国損を与えるようなことはない、こういうふうに考えます。

○淡谷委員 保管の方法さえよければ品質に変化が起らない、こういうのですが、この改正法案で見ますと、買いかえを行ふとある。買いかえを行ふよりも、保管をよくした方がいんじやないですか。保管をよくしないで買いかえを行ふというのですか。改正の要旨はどつちなんですか。

○渡部(伍)政府委員 配付の資料でらんのように、政府の買入れ数量は、去年の八月に一万トン、九月に一万三トン、十月に二万八千トン、十一月に一万トン、十二月に一万トン、一月に一万九千トン、こういうふうになつてゐるのであります。ところが今年の豊作で当初予定したほど売り渡しがなないのであります。かつ保管の場所は相当全国に需要地に近い所に持つてゐるというふうな必要もありませんので、貯蔵箇所も多くなるのであります。従いましてこれは全部外国から入つたものでありますので、水分、それから状態等から見まして、夏を越せるか越せないかというのを一々当りまして、越せないおそれのあるものから買いかえていく、こういう考えでおるのであります。相当早くから入れておきますし、また向うで生産されておる輸入するまでに時期がたつておるわけでありまして、一々調べまして処分し、あるいは国内でできたいいものと入れかえるというこもやつていききたいと思つております。

○淡谷委員 どうも答弁がはっきりいたしません。さっきのお話では、保管が十分であれば品質は変らぬと言つてゐる。今の答弁では、置き場所がないから買いかえる、保管の設備も十分じゃないと言つてゐる。これは、国内産のものと一緒にして買いかえる、または交換を行わんとする規定なんです。そうしますと、一体どつちを重点を置かれてやるのか。酪農によつて日本の食糧事情を大いに緩和しようというのが日本の農林大臣の考え方です。それならば、そういう目の前に起つた現象に追われて、絶えず右往左往してゐるような状態ではなくて、ふすまの価格安定にもつと根本的な方策があるのではな

いかと思ひが、いかがですか。

○渡部(伍)政府委員 ちょっと私の説明がよく徹底しなかつたかと思ひます。必要最小限度を持つておればいいのであります。今十万吨入れた中で、三月末に約九万トン翌年度に持ち越すわけでありまして、毎月一万トンから二万トンくらいは需要がありまして。しかし率直に申し上げますと、私の方では年度末に大体三万トンくらい持ち越すだろうという予想で輸入計画を立てたのであります。とにかく南米から南アまで手当てをしまして、今の現象からいへば、相当前から手当てしておるものが昨年度の豊作で結果的には不必要に入つてきてゐるというふうな状態を呈しておるのであります。しかしちやうどいい機会でありまして、来年も豊作であるということ

は期せられないわけでありまして、せつかく初めてふすまの手当てができたのでありますから、できるだけこれをいい状態で保つていきたい。そのためには、先ほど申し上げましたように、湿気を遮断できるようないい倉庫がたぐさんありますから、そこへ保存する。その倉庫の保存能力等もありますから、その限度までしか持たないと思ふのであります。ですから私の方としては、できるだけいい状態で、できるだけ来年の秋に合うような数量を保つておきたいというふうに考えております。

○淡谷委員 あとはもう輸入する気持はないのですか。ことは去年の豊作の分がたぐさん入つておるのだから、買いかえをやるといいますが、買いかえなどで悪い方のふすまは捨てるわけじゃないのですか。おそろくこれは、買いかえをする場合に二束三文でたたく売られ、どこかへやみ流しされてもたつてくる商人が出てきます。必ずこれはまた影響する。そうすると、この買いかえた新しいふすまはそのま保管されて固定してしまふ。売れなくなります。そうすると、新しく輸入する必要はなくなると思ひます。これだけのふすまを買いかえた場合に、新しいふすまを輸入するということはおやりにならないでしようね。

○渡部(伍)政府委員 三十一年度は去年の半分、約五万トンを輸入する計画にしております。それから今の買いかえをする場合に、一べんに出すと二束三文になりますから、計画的に売り出していく、こういうことにしております。

○淡谷委員 現在持つてゐるふすまは品質が変つてゐるのですかいいないので。ことしの五月、六月の高温多湿を考へて買いかえをしようとするのですか。あるいは、現在持つてゐるものがすでに悪くなつてゐるから買いかえをするのですか、どちらですか。

○渡部(伍)政府委員 現在持つてゐるふすまは、品質が悪いのはありません。

○淡谷委員 現在持つてゐるものにはない。そうすると、新しく買つて、それをまた買いかえするということですか。

○渡部(伍)政府委員 外国からの輸入は、五万トンは秋以降を予定してあります。

それから買いかえするのは、国内で製造されるふすまと買いかえたは交換することになるので、新しく国内でできるやつと入れかえる、こういう考えであります。

○淡谷委員 現在ないものと何で入れかえるのですか。これから買入ものは全部入つてくるのでしよう。それを買いかえるということは、何で一体買いかえるのですか。

○渡部(伍)政府委員 国内の生産は、大体毎月五万トンくらいずつ生産ができてゐるわけでありまして、買いかえる材料はあるわけでありまして。

○淡谷委員 国内のものは五万トン買いかえる、そうしますと、常時どれくらいの手持ちのふすまを持つておきますと需給が安定する見込みでありますか。手持ちのものは幾ら持つておられますか。

○渡部(伍)政府委員 政府が常時持つてゐるものとして、三万トンくらいはしいと思つております。しかし常時三万トンということは理屈で言えることでは、ある場合にはいつでも三万トンを切らない程度に持つておらなければ市場支配ができない。従つて、多いときはより多く持つた方がいいのであつ

下げるのには、麦の価格まで、あるいは食糧庁にもう少し負担を持ってもらうとかいうところまでいかなければならないのであります。しかし、私どもは

方としては、そうしてもらいたいとい
うので、現在部内で協議をしておるの
であります。しかしいずれにいたしまし
ても急激な変化だけは避けたい。下げ
ましてもスムーズな値段で推移させて
いきたい、こういうふうに考えており
ます。

○石田(審)委員　今お尋ねしようにと思つておつたところですが、麦の払い下げ価格が、今度の予算では御承知のやうに下げることになつておる。それから今までにいたしましても、払い下げの場合には食糧庁としては内麦と外麦との抱き合せのやうなことで、払い下げに當つては、食糧庁はやはりそれぞれ条件を付して払い下げをすることができるので。できるにもかかわらず、従来ふすまの値段が非常に高かつたことは、午前中お配りになつた資料によつても明らかなんです。しかもその場合に、食糧庁としては条件を付することができるのみならず、かつては相當に委託加工などをいたしまして政府の手持ちの分もあつたにもかかわらず、非常に飼料高のために酪農が一時危機に陥つたわけなんです。これにはいろいろな原因がございまして、いろいろな原因がございまして、そういふ点について畜産局としては、食糧庁に対し適切な処置を要請されて、今後これよりも下回るとしても、暴騰するやうなことはないやうな措置をとらるべきであらうと考えるわけであります。そこでもう一、二伺いたいことは、問題は單に飼料だけの問題ではなくて、乳価とのかね合ひであることは申すまでもないのであります。その乳価の問題であります。乳価の問題につきましては、これは率直に申し上げて、日本の乳業というものは

明治、森永にほとんど独占されました、かつての小牛の値上りやあるいは乳師の値上り等も、多分に明治や森永の乳業資本の操作によって暴騰をしたり、さらにまた暴落もまたその操作によるところが大きいのであります。われわれ地方の一般の酪農農家の間では、

どうも日本の乳業というものは、全く明治、森永、北海道の乳業資本に完全に牛耳られておる。のみならず、農林省の畜産局も明治や森永の支配下にあるのではないかと、いうようなことすら公然と言われておるほど、現実には乳業資本にあやつられておるのです。かつてアメリカの乳製品などが入ってきたときに、それをたてにして、現実にはそれほどの蓄積滞貨もなかったにもかかわらず、厩大なる滞貨があると称して、牛乳を買いたたくというような措置をやってきたわけがあります。最近においては、昨年の非常な暴落から若干持ち直してはきておるわけですが、その牛乳の取引の条件については、今日現実には全国的に行われておるところはみな同様であります。たとえば脂肪取引をするような場合の脂肪の計算の措置がきわめて不当な場合が多い。それから中には比重取引というようなこともやっておる。一体そういう面について、当局としては果してどういふふうな指導監督を行いつつあるか、また今後行方方針であるか、その方針を明らかにしておいていただきたい。

○渡部(伍)政府委員 お話のように、日本の乳業に対する施策なり行政が非常に不十分であったことは遺憾ながら認めざるを得ないと思います。これには一つの理由があると思うのですが、

要するに十数万頭の乳牛が今や四十万頭近くになっておるのであります。昭和二十七年の統計では三百万石が三十年では五百万石に伸びておるわけです。その間におきましては、御指摘のありました明治、森永あるいは北海道関係の乳業会社が、政府の施策より以上の

施策で、乳牛を飼育する者を指導し、取引をリードしてきておったのであります。それに対して農林省側の知識というものは、率直に申し上げて遺憾ながら深とんだないといつてよろしいと思ふのであります。それは統計表を取ることからいたしましても、あるいはミルク・ブランドに行つて実験、検査するという点からいきましても、何らの施策がないのです。これは御承知のように、冬は余つて夏は足りないのですから、足らぬときはえらくかわいがられ、余ると捨てられる。それからまた協同組合等でそれに対抗しても、協同組合の足並みがそろわない。何といひますか、強い者勝ちということになつておるのであります、今後私の方では、先だつて申し上げましたように、乳牛を百万頭まで持つていきたいという希望を持つておるのでありますから、どうしてもこのままではほうつておけない。最近私の方では乳牛生産県、それから京浜、京阪神、北九州等の消費県、そういうところの特に経済部長等と実態について意見の交換をする、そして問題点をあげて、これに対してどうやるかということを取り上げて研究を進めておるわけなのです。そんなものを今ごろ研究しておかしいじゃないかというのですが、実際問題として、正直に申し上げて、もつと掘り下げなければ施策も何もできない。こ

て行いまして、三十二年度の予算に
れを来年度の予算時期までに引き續
は、御指摘がありました乳の公營検査
とか、そこらにまでいきたい希望を
持つて今検討を重ねておるのです。率
直に申し上げまして、乳についてはこ
れから具體的の施策を立てていきな

い、いろいろな段階であります。

○石田(青)委員 それからさっきちょっと触れておいた脂肪取引の場合の措置、それから比重取引などというものが行われておるのですが、そういう取引の場合に、脂肪取引と申しまして、パーセントテージによって価格が非常に違うわけですね。それがほとんどその会社には左右されて、実際は組合の抱えられておる技術員がそれを操作するものであるのに、事実には会社にあやつられて、酪農家に非常な打撃を与えておる。比重取引などというものについては、私は理論的によく存じませんけれども、最近新潟県などでは比重で取引をする、しかもそれが受け入れをして送り出しをする場合の比重と、今度乳業者が受け入れる場合の比重が変わっておるというようなことで紛争などもやっておるような状況なので、そういう面についての価格調停並びに取引の条件についての指導の措置をどういうふうにとつておられるか、またどういうふうにとるべきだと考えておられるかということを明らかにしてもらいたいと思います。

○渡部(伍)政府委員 私もまだ詳しく一々について調べておりませんが、詳しいことは申し上げられませんが、二、三の工場を見学したところでは、口ではうまいことを言っても、実際は行われておるかおらないか、はつき

りつかめないので、従いまして、先
ほどちらよつと触れましたように、どう
しても取引を公営で、県なら県で検定
した取引にする。一々立ち会つて、サ
ンプリングを取つてきめていく、こう
いうやり方までいかないと徹底しない
のではないか。これは外国ではやつて

いる例があるのですからやってもよいことではないかという議論が今出ておるわけです。そうしましても、今までは議論したところでは、県の役人あるいは県が囑託した人がやっても、また会社に来るめられるおそれはないか、こういう疑問も出てきておりません。しかし一応制度が整備し、そうして売る人、買う人、それから中に立つ監督官庁と申しますか、指導官庁と申しますか、それが問題の所在をはっきりつかんでやらなければ、どんな制度を作ってもうまくいかないと思いますので、それらを今全部当っているわけです。今すぐどうしたらいいということはまだ申し上げかねますので、もう少ししばらく御猶予を願いたいと思ふのであります。

○石田(寛)委員　そこで私も率直に申しますが、畜産局の某々技師は森永のひもつきだ、某技師は明治のひもつきだというようなことが公然と言われている。新潟県などにおいても、某技師はどこのひもつきだというようなことが言われている。またやっている仕事、結果においてそういうことになつてゐるようです。これはやはり日本の酪農というものの正常な発展をはからんとすれば、私はそこまでメスをふるわなければ、健全な酪農の発達というものはできないと思ふ。この点は一つ勇断をふるって、局長の手で刷新をお願いしたいと思います。

ジャージーがよいのではないか、ホルスタインが可能なところにはやはりホルスタインがいいけれども、先般申し上げたように、百万頭乳牛計画であれば、一割程度はどうしてもジャージーがいいのではないかと、今の結論を出したわけであります。

○石田(青)委員　最後に希望を申し上げておきますが、どうも農民は、政府

と、あとさきを見ずに飛びつくおそれがある。その意味で、農民に政府が奨励をされるようなときには、実は少し効能書きを並べ過ぎるのです。そううまいものではないということ、ほんとうのことをよく教えればよいのだけれども、それを早く普及すればよいと思つて、効能書きを並べ過ぎるから飛びつくようなことになる。かつてのよりに、乳牛の導入資金の利子補給などが行われると、ネコもしゃくしも飛び

影響を与えたり、またジャージーが十分そしやくし切れないのに、どんどん次から次へと輸入をされるというように、今後、それだけの予算ができたで、そういう点はやはり実情に沿うように、今後、それだけの機械的にこれを輸入するといふようなことのないように措置をすべきものだと思ふので、一つそれらの点は十分考慮をされておやりを願いたいと思う。

○村松委員長 芳賀君及び中村君は見えておりませんので、これらの方の質疑はあと回しにいたします。

○谷修蔵君 残余の淡谷君の質疑を許します。淡谷修蔵君。

○淡谷委員 午前中畜産局長からまだお答えし残しがあつたようですが、小麦がふすまになる間の価格構成についてまだお聞きいたしておりませんか。

○渡部(伍)政府委員 現在政府が売り渡す価格を基礎にしまして算定いたしますと、小麦粉の価格は八五・六%、ふすまの価格は一四・四%、こういう割合になっております。これは歩どまりを七四・五で見ているのであります。原麦トシ当り価格が三万五千二百七十九円と見まして、今申し上げましたように粉の歩どまりを七四・五%に見る、そうしますと、消費者の小麦粉の最終価格は五万二千円になるのであります。それからふすまが七千八百八十八円、こういうふうに出るのであります。この小麦粉の価格は、その中に消費者価格に対して一三%の販売マージン、それから包装代、それから工場の加工経費等が含まれておるのであります。

○淡谷委員 原麦が三万五千二百七十九円といふと、小麦粉の五万二千円からこれを差し引いたもの、それからそれにさらにふすまの七千八百八十八円を加えると、あとが加工及び販売マージンと見てよろしいのですか。だいたい高くなりますが……

○渡部(伍)政府委員 今のはみなトシ当りで申し上げております。トシ当りの原麦価格から出てくるものに対して計算は手元に持っておりませんので、

あとで表にして差し上げたいと思ひます。

○淡谷委員 資料としてお出し願ひたい。ただこの場合、簡単に勘定しますと、算術でわかるのです。トシ五万二千円の小麦粉それからトシ七千八百八十八円のふすま、それを合算したものと、原麦価格の差が販売マージン、包装、加工賃になるのじゃないですか。

○渡部(伍)政府委員 すぐそうならないのであります。それはふすまトシ当り、粉トシ当りの値段ですから、それをトシ当りの小麦粉から出るように換算しなければならぬのであります。その計算が今出ておりませんから……

○淡谷委員 七四・五かければいいんじゃないですか。

○渡部(伍)政府委員 そうです。淡谷委員 簡単にしているじゃありませんか。それはあとで資料をいただきますが、そこでお聞きしたいのは、この配付された参考資料の表の中の昭和三十一年度月別飼料供給計画について若干お尋ねしたいのですが、小麦という項目がござります。この買入れが十二万トンと予想されておりますが、これは国内産のものでござりますか、外国産のものでござりますか。

○渡部(伍)政府委員 この十二万トンは外国産であります。

○淡谷委員 小麦を飼料としてやる場合に、小麦をまるのまま供給する予定でござりますか、それとも一たんふすまにしますか。

○渡部(伍)政府委員 この十二万トンは全部まるのまま飼料に配給する予定であります。

○淡谷委員 従来飼料に配給された小麦が食品に化けた例はございませうか。

○渡部(伍)政府委員 そういふ疑いがないという事は言えません。

○淡谷委員 今度の計画では、その取締りなり処置なりはどうされるつもりですか。

○渡部(伍)政府委員 そこでこれを防止するために、従来はカーボンブラックをまぜておつたのでありますが、これが動物の衛生に影響があるとかないとかいふ問題がありましたので、今度は魚油をしみ込ませまして、一般食用にはできないようにして配給することにしております。

○淡谷委員 大豆などはどうなっておりますか。大豆のままでやりますか。

○渡部(伍)政府委員 大豆は指定工場に押油させまして、かすを配給しておるのであります。

○淡谷委員 そろそろと供給するのは大豆じゃなくて大豆かすになりますね。これはどうしてこういう表では大豆になっておるのであるのですか。

○渡部(伍)政府委員 これは飼料用大豆かすを確保しますために、飼料用として必要な大豆に相当する大豆のワクを特定分離するといふために、大豆という項目で飼料用として為替許可をとっておるのであります。

○淡谷委員 最後は脱脂粉乳ですが、これは国内産の脱脂粉乳ですか、それとも余剰農産物の学童給食などと同じ性格の脱脂粉乳であるかどうかという問題です。

○渡部(伍)政府委員 これはアメリカから輸入したいという考えであります。

○淡谷委員 ふすまが変質するのは大体何カ月ぐらいの間でござりますか。

○渡部(伍)政府委員 含有水分が一四%以下でありますれば、特に悪い倉庫でない限り、試験的には変質するおそれはないことになっております。しかし倉庫の状況あるいは出入入れの状況あるいは積み方の状況等で、一四%程度のものでは不安であります。現在入つてきているのは水分一〇%から一二%で、水分が非常に少ないのでありますけれども、今申し上げましたように、保管上の管理を十分にしなければ、心配がないというわけにはいかなないのであります。

○淡谷委員 さつき局長の御答弁では、現在手持ちがないようなお話でございしましたが、ここに在庫九万トンとして保管されております。これはどういふわけですか。

○渡部(伍)政府委員 手持ちはないと申し上げません。しほば九万トンの在庫が三月の末に持ち越されるということをお願い上げておつたのであります。ことを申し上げておつたのであります。

○淡谷委員 それは私の聞き違いかと思ひますが、現在この九万トンはどういふふうになっておりますか。品質等はどのようになっていますか。どこかの倉庫に保管されておりますか。

○渡部(伍)政府委員 これは主として本船の入港地、すなわち東京湾、阪神、伊勢湾、その港の倉庫にありまします。そして手わけして、今食糧事務所が一応保管の責任になっておりますので、私の方からも人を現地にしばしば出しておりますし、食糧事務所の方から報告もつておりますが、現在のところは、品質の変化があるという報告はまだ全然来ておりません。

○淡谷委員 この九万トンの在庫のふすまは、何月までに全部交換もしくは買いかえをなすつもりでありますか。

○渡部(伍)政府委員 予算上は六、七、八月に各月一万トンを買いかえするという予算になっております。しかし実際問題としましては、法律が通りますれば、先ほど来申し上げましたように、さらに精密な検査をいたしまして、月売らなければいかぬのがありますし、それからいい倉庫に買いかえたものを保管するといふ必要がありましますので、そういうところをにらみ合せながら、実行は法律が通り次第取りかかりたいと考えております。

○淡谷委員 これは価格安定と非常に関係がありますが、一万トンずつ実施をする計画は、市場価格の変化によつてはその数量は變つて参りますかどうか。

○渡部(伍)政府委員 かりに今後需要が急増する——そういうことはないと申ひますが、買いかえより先に実需に配給しなければいかぬといふこともできますし、また逆に今まで程度の需要で、国内産のものを見合つていけば、そんなに多量で、三万トンと九万トンの差額全部を放出する必要がないといふことになりますれば、場合によつては三万トン以上も買いかえ、または交換しなればいかぬといふ場合も起り得ると思ひます。

○淡谷委員 さつきからの御答弁でもうなすけな点があるのですが、需要が非常に高まると申しますけれども、家畜といふものはそう急激に数が増えない。そうしますと、一年中を通

○渡部(伍)政府委員 これは詳しいことは私も知らないものでありまして、三十年の夏からカーボンブラックをまぜたのであります。そのまぜた理由は、とにかく横流しが問題になってそういう処置を講じたということでありまして、それでも十分でないという説があり、一方私の方では鶏の衛生上よくないというところで、魚油をまぜることにしたのであります。なお横流しの状況は、今手元に資料がないのでなんでもございすが、おそらくわかつておるところだけしかわからないのじやなからうかと思ひます。(「わかつておるところだけ」と呼ぶ者あり)これはあとで調べて御説明申し上げます。

○淡谷委員 局長、あなたは委員会へ出られて、はつきり政府の官吏としてマニトバ小麦が横流しになったと言ったのです。実際にはつきりした事実を知らずしてこゝで言われたとしたならば、これは責任問題ではないかと思ひますが、やはりあなたは多少ともその横流しになったという事実を押えて、その上での発言だと信じます。従つてその点でこゝでわかつておるところだけでも御説明願つて、わからない点だけは詳しく資料としていただきたい。もしそれもないというならば、これは放言です。

○渡部(伍)政府委員 放言じゃないのです、率直に申し述べさせていただきますが、私十月に本職についたのをごさいます、そのときの引き継ぎで、そういう横流しが問題になったので、カーボンブラックをまぜた。それで私が来てから、それではいかぬので魚油にまぜるのだというこゝでやったのでございまして、具体的にどこでござい

だれが何トン横流しをした、こういうことをすぐ今答えることはできないのであります。横流しがあつたという事実は、役所として率直に認めなければいけません。その詳しいことは資料をとのえて御説明申し上げます。

○淡谷委員 私は別にあなたをいじめのために質問しておるのではありません。とにかく十二万トンという膨大な小麦が、この食糧不足の場合に飼料として出されておる。専門的考えからいいますと、小麦を粒として十二万トン出す、ふすまとして十一万トン出す。これは穀に粒としてやるだけでは納得がいけない。しかもこれが横流しをされた事実があり、その横流しを防ぐために非常に苦勞しておる。このような苦勞をしてまで食糧を不足させる必要があるかどうかという基本的な問題であります。これについては十分責任を持つて、率直にマニトバ小麦の横流しの実態というものをもしもらいたい。この小麦を飼料にするという裏には、横流しをするために、ことさらに小麦の配給をとめているという形が見えるのであります。これはやはり飼料政策の根本問題として重大な問題でありますから、あなたに資料を求めておるのです。私はその資料を手に入れたからさらに質問を継続いたします。保留いたしておきます。

○渡部(伍)政府委員 今の数字についてちよつと誤解があるようであります。配付資料の一番初めの三十一年度の配給というところを見ていただきたいのであります。その中に供給量としまして、国内産と輸入のワケがあるのであります。麦類は国内産も輸入

もある、それからふすまも国内産も輸入もあるものでありまして、今お話があらましたように麦は十二万トン、ふすまは十万トンだけではないのであります。それから、その点は第一表を見ていただくといいと思ひます。輸入と国内の供給量はそれに全部出ておりますから、それからあとの資料はできるだけ精査いたしましてお出しいたします。

○淡谷委員 この表は見ております。しかし国内産あるいは輸入のことは、見えておりますけれどももつと詳しくなければ、この概数ではちよつとわからぬのです。このうちマニトバ小麦がどのくらい入つて、横流しになったのか、こゝまで出してもらいたい。この資料がちよつと説明できせんから、この点だけ私要求しておきます。

○川俣委員 私も議論は自分の持ち場のときにいたしたいと思ひますが、今の淡谷委員の資料請求につけ加えておきたいと思ひます。

どの取扱業者が一番多量に取り扱つておるか、これはかつて非常にたくさん取扱い業者に取り扱わせることによつて弊害が起る、横流しが起るということ、かなり重点的に申しますか、特定の業者に集中したはずでございまして、従つて集中された取扱業者、数量、その代表者、これをあわせて資料請求いたしておきます。

○村松委員長 次は久保田君。

○久保田(豊)委員 私は畜産問題並びに飼料問題の基本点について大きく三つばかりお伺いしたいと思ひます。さつきから局長は、少くとも百万頭以上に持つていきたい、こゝ言われ

入られておる。せんだつて大臣も、これからの新しい日本の農業政策としても畜産というところを中心にして、いわゆる商業作物の方に力を入れていこうという大きな構想を持つておられる。この五カ年計画を見まして、三十五年度には乳牛が約七十六万頭、あなたの言われる百万頭には少し少いけれども、七十六万頭、そのうちで搾乳牛が三十五万頭ということになっておる。それから食肉牛が二百三十八万頭、豚が百二十六万頭、鶏が六千三百七十一万羽、こゝいうふうになつておりました、全体を通じて乳牛は二十九年度を標準にして約八割五分の増をやる、こゝいうわけですが、これがいいか悪いかわからないことは別問題として、私がお伺いしたいのは、これに対する政府の飼料政策が立つておるかというこゝであります。この五カ年計画を勉強してみます。飼料政策はさつぱらに言つて立つておらない。ここに日本の酪農が非常に大きな動揺をする根本があるわけですが、これに対してどのような施策をとつておるか、少くともこれに見合うだけの飼料対策というものがどこにあるかという、ほとんどない。国内的には小麦——三麦を合せまして大体田畑合せて百七十八万町歩まきつけをす。基準年度は百七十七万町歩であつて、わずかに八万町歩の作付増である。こんなことは今のような麦価格の政策をとつておる場合実現はいたしません。おそらく実際にはすでに二十六年から比べると十一万町歩以上減つておる。このままだと日本は、三十五年度ごろには現在より少くとも十五万町歩ないし二十万町歩は必ず減

る、こゝいう実情だと思ひます。これはだれが考えたつて今の価格政策、今の基本的な農業政策では減らざるを得ない、こゝいう実情です。さらに飼料作物の増産を非常に考へておる。これは二十九年度では三十四万三千町歩であるが、これが六十六万二千町歩になつておる。しかもその内容を見ると、畑作飼料作物が二十九年度では九万四千町歩が二十八万八千町歩約三十万町歩で、三倍にふえることになつておるわけですが、しかもこの飼料作物は、濃厚飼料も一部はありましようけれども、大体において濃厚飼料じゃない。しかもこゝにありの政府の予算措置からいふと、米麦の増産ということ、多少はできて多くは期待できない。価格政策の面からいつても補助金その他資金の使い方からいつても、そうならざるを得ない。さうしてれば、私は結論としてこゝへいくかといへば、外国飼料にのみたよるということにならざるを得ないと思ひます。外国の飼料によつて来るところはどこにあるかといへば、外国から飼料作物のみならず一般の食糧として入れたものの残滓、いわゆるかす、こゝいったものであるが、これの方は政府の計画によると四百二十万トンで少しもふえていない。しかも国内の生産がふえない、こゝいうことになれば輸入飼料にたよる以外にないという実情である。この輸入飼料が、これで見ると現在は大體五十八万トン約六十万トンである。この通り計画をやるとすれば、輸入飼料は少くとも現在の三倍ないし四倍にふえるを得ない。今日でも百六十億以上の飼料を輸入しておる、これが三倍、四倍になつて五百億ないし六百億になつた

場合に、現在の外貨事情がだんだん変つてきて、輸入が再考されるという問題が出てくる。その場合に、今の三倍、五倍の飼料の輸入ができるか、こんなことはできない。人間の食料物でさえ節約しなければならぬときがくる危険性があるので、その際に動物の食料に力を入れてやるといふような政策をとる政府がもしあるとするならば、これは気の狂った政府である。(いやりつばな人がやっているよ)と呼ぶ者あり) 今のことは別として、私はこういうことはできないと思ふ。小さな、こういうふうにあつちを少しいじつてみたり、こつちを少しいじつてみたりする法案も大事でしょう。しかし私は一番根本は、この基本問題を政府が今からまじめに考へて対策を立てない限り、日本の酪農といふものは基礎的に非常に不安定である。安定した酪農にはならない。この基本問題について——これは局長に質問するのはちよつと気の毒だと思ふが、しかし少くとも局長もその職務にある限り、この基本問題を本気に考へないで、法案のこんなところを少しばかり直してみて、十万吨とか五万吨をどうするかこころすとか、こんなことは末の末です。この基本問題をどうあなたはお考へになつて、どういふうちに今後施策を進めていこうといふことを考へておるか、まず第一にこのところをお尋ねいたします。

○渡部(佐)政府委員 先の見通しをどういふふうに立てるかといふのは非常にむずかしい問題であります。一応五カ年計画ではただいまお述べになつたようなことを目標にしております。これは根本問題は消費がついていくか

であります。従ひましてわれわれとしては、どうしてもそういう目標まで持つていきたいのであります。そこでそれに対する飼育の面、生産の面から飼料がまず問題になつてくるのであります。これらも私の方では、大体今後畜産は飼料の自給を七〇%以上にしなれば成り立たない、そういう見地から畑の輪作に飼料作物を入れるとか、あるいは草地を改良するとか、そういうことに努力しておるのであります。これは久保田委員等専門家でよく御存じであると思いますが、先進の農家では、もうすでにそれで成功している人が日本至るところに出てきておるわけなのです。それに一般の農家の水準を合せれば不可能なことはない、こういうふうな考へておるのであります。しかし頭数がふえますと、残りの三〇%の分は購入飼料にたよらなければならぬのでありますから、国内の穀物その他の飼料の生産が間に合かなければ、その分はどうしても増加しなければならぬのは当然であります。これはただいまの第一表のところ

で、三十一年度の輸入計画は約五十万吨を見ております。これはあらゆる飼料を含めてであります。これが相対程度ふえなければいけません。そうしなければ計画通り畜産の伸びが確保できない、こういうことになるので、私どもの方としては、必要なものはどうしてもある程度輸入にたよらなければならぬ。しかし基本は自給七割、農家の経営によつて自給七割といふことを目標にして指導をしておるのであります。

○久保田(豊)委員 私理想として自給七割程度といふこと、あるいは部分的にあらちこちで成功している程度のことは承知しているのです。そういう机上論では——実際に今のうちに牛がどんどんふえておる。また政府の全体の農業政策の中でも、牛については割合に熱心で、いろいろの悪い条件がある中でもふやすうな方策をとつておる。しかしながらこの農家も飼料自給七割といふようなことは、特殊条件のあるところではなければなかなかそう簡単にできるものではない。あなたの五カ年計画でも、田の方にやる自給飼料は何かといふとおそらくレンゲが何かで、畑作の方も二十二、三万町歩、三十万町歩近くふやす。ところが畑作に対してのほかの作物の方はどうか、増反はどうかといふと、ほとんどやつていないといふふうな実情になつておる。こういうところに問題がある。もう一つ、ここの飼料計画のうちで数量について見ると、四百六十万吨要る。そのうちで国内でやるものについてはどうかといふと、小麦が十万吨、六千トン、これはあるいは輸入が入つておるかもしれない、大麦が二十四万六千トン、裸麦が二十四万二千トン、雑穀が二十四万五千八百トン、これを合

聞かしてもらいたいと思う。

○渡部(任)政府委員　私の方でも飼料全般については、輸入飼料にたよるのであれば日本の畜産は成り立たぬという前提で計画を立てておるのであります。しかし頭数が増えるのであるから、それに応じたふえ方はやむを得ない、こういう考え方であります。その方法としましては、現在まで各農家なり各試験場で出ておる成果を普及していく以外にはない。そうして飼料の自給度を高めていく。これは端的に

たとえばイモ養鶏をやるとか、イモとぬかをまぜるとか、サイロに切り込む方法とか相当やっておるのであります。ことに鶏も雑草養鶏というので、蒸気を通して粉にくだいてぬかなりイモの粉にまぜてやる、そういうことが非常に進んでおりますから、われわれとしては非常に希望を持っておるのであります。しかし今すぐあしたからそれが全部普及するということは必ずかしいので、今後たゆまざる努力が必要である、こういうふうに考えます。

下げる。飼料の荷受け団体は、御指摘の通りに受注団体でありまして、これは全国購買農業協同組合連合会、日本養鶏連、全国畜産連、全国酪農連、全国養豚連、全国開拓連、日本飼料株式会社、北海道飼料協会、中央飼料協同組合、こういうふうになっているわけでありまして、飼料の中央団体としては一応これで十分であるというふうに考えております。

横流しの問題は、これは現在ではほか用途がないから問題はないが、従来は、同じものがいろいろの用途に使われる場合に、より有利な用途があったのでありまして、そういうことが起らないようなものを流す以外に取締りの方法はないのであります。これは要するにやみでありますから、従いまして

今のよりな方法をとつておるのであります。今後はそういう問題は起らないものと私は確信しております。

さらに、荷受け団体に対する資金措置等につきましては、農林省としましては、これらの団体の要求に応じて農林中金なりその他の金融機関に対してあつせんをやっております。現在のところ苦情を言われる筋はないと思うのでありますが、なお足りないところがあればさらに私の方で十分なあつせんをしたいと考えております。

○久保田(豊)委員 これは基本問題だから私はお聞きしてあるのでありますが、もちろん局長では無理だと思ひますので、一つ大臣に出ていただきまして、大臣とこの三つの点について、もう少し突っ込んだ意見をかわしたいと思ひますから、大臣の出席を要求いたします。私の質問を保留いたします。

○中村(時)委員 関連して伺いたい。先ほど局長に委員が尋ねた中に指名入札という問題があつたが、指名入札というものは需給安定法の中の第五条の第二項に出てゐる。ところが食管法の麦の買入れは、これは指名入札ではないが、その関連性をどういふふうにお考えになつてゐるか、その点をお答え願ひたい。

○渡部(伍)政府委員 食管で外国産の麦を買入れる場合は輸入商社を指定してゐるのではないかと思います。

○中村(時)委員 食管法の第四条の三では、麦の売買の建前は大体隨意契約でやつていいはずであります。少しあなとも考へて、もう一回説き直してもらつたらよくわかる。ところが、片一方の飼料需給安定法では指名入札に

なつてゐる。この飼料需給安定法ができ上つたときにその問題を追及したことがあるが、当然そのことは考えなければならぬという答弁もあつたにもかかわらず、依然としてほつたらかしてある。たとえば昨年六月ごろにマニトバの第五号を輸入してきた際に、一万トンの中の六千トン、残りのやつを日本飼料が全部購入したのもそういうところから出てくる。そうしてその裏では省令で、飼料需給安定法の金を使つてやつておるにかかわらず、食糧に回すことを許可してみたり、そういうことがいろいろ行われてゐる。久保田君が今言つたことはそのことをさしてゐるのだが、具体的にいつてそういうことが起つてゐる。だから、その問題をどういふふうに解釈してゐるかということをお聞きしてゐるのです。この問題については、先ほど久保田委員から農林大臣をとの要求がありましたから、その際に十分検討したいと思ひますが、局長としてはどういふふうな考え方を持つておるかということをお聞きしておきたい。

○村松委員 長 どうですか局長、明日までに取り調べていただいて、明日でもよいですよ。

○渡部(伍)政府委員 よく調べて、後刻お答えいたします。

○村松委員 長 残余の質疑は延期して、本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十九分散会

農林水産委員会議録第七号中正誤

頁 段 行 誤 正

二 四 三 しかしこれ しかして、
ら 此れら

昭和三十一年三月十九日印刷

昭和三十一年三月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局